

ヒロシマを考える…歴史の軌道、進むべき道

ウインストン・E・ラングリー

※本講演は、2013年3月24日、広島市内で行われたものです。ラングリー博士は、ジャマイカ出身。米マサチューセッツ大学の国際政治学者で、開発途上国に対する国連の援助のあり方を経済、社会、人権の観点から研究。女性の権利の研究にも著名な実績をもっていきます。

第2次世界大戦とその余波は、人類にいくつもの重要な教訓を与え、新たな機構や展望を生み出しました。皆さまの最も傑出した道徳的指導者の一人である池田大作博士は、私たち一人ひとりが、そして社

会全体が、その教訓と意味を心にとどめ、生かしていくために、絶えず誠実に努力してこられました。今日は、深遠なる道徳的オーラを放つこの広島の地で、それらの教訓、機構、展望、その意義について話をさせていただきますと思います。

国連と戦争——通常の見解

第2次世界大戦ならびに戦後すぐの展開について、通常は、ほぼ次のように言われています。「あの戦争

の現場はキリング・フィールドであり、近代における最悪のジェノサイド（大量虐殺）を人類は経験した。国際連合やその専門機関といった重要な機構は、この戦争から生まれた。国連そのものが、戦争による虐殺を回避するように構想されたものであり、平和への一



講演に先立ち、ラングリー博士（左端）は広島平和記念資料館を訪問。また平和記念公園の原爆死没者慰霊碑に献花を行った（2013年3月24日）

連の価値を体現している」と。

国連の様々な不備についてはともかく、こうした見解に異論を唱えることはできないでしょう。とくに、国連についての「進歩的な考え」や、国連の原点、発展、行動に賛同する人であれば、なおさらです。国連は、国際的平和と安全保障といった人類共通の目的に奉仕するために設立された」というのが進歩主義者の見解なのですから。

そうした見解は、国連憲章第2条4項に、強い調子で成文化されています。「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも……慎まなければならない⁽¹⁾」。その上、これには「国家間の紛争が継続するおそれがある場合には、当事者である国は、その紛争を調停するために、仲介、調停、仲裁裁判などを用いた平和的手段による解決を求めなければならぬ」という条項が付帯しているのです。このことは国連憲章第6章（紛争の平和的解決）に明記されています。

最終的には武力を容認

ところが、国際間の不和を解決するために武力に訴えることは、不本意な最終手段としてですが、認められていくのです（第7章「平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動」）。そうした最終手段を行使する場合は、国際機関を通さなければならぬと制定されています。

さらに進歩主義者は、国連とその加盟国を通しての長期の国際平和と安全保障は、「一定の社会的・経済的な欠乏を解消すること」と密接に結びついていると考えています。これは国連憲章の第55条と第56条にあります（第9章「経済的及び社会的国際協力」）。これに関連する規定は、国際人権章典——「世界人権宣言」「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約、A規約）」「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約、B規約）」から構成される——に見られますし、ユネスコ（国連教育科学文化機関）の独自の活動にも見ることができます。

そのうち国連憲章第55条は、「人民の同権及び自決の原則の尊重に基礎をおく諸国間の平和的且つ友好的関係に必要な安定及び福祉の条件を創造する」ことを訴えています。また、それを実現するために「一層高い生活水準、完全雇用並びに経済的及び社会的進歩及び発展」「経済的、社会的及び保険的国際問題と関係国際問題の解決並びに文化的及び教育的国際協力」「すべての者のための人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守」という条件が挙げられています。

そして第56条には、「すべての加盟国は、第55条に掲げる目的を実現するために、この機構と協力して、共同及び個別の行動をとることを誓約する」とあります。

1948年の世界人権宣言——国際人権章典を代表するものとして取り上げます——は、この「共同及び個別の行動」の人権の分野での表現と見られています。また、ユネスコの設立も、文化的・教育的協力の分野での重要な「行動」と考えられています。

互いを知らないことから戦争が

ユネスコの活動は、とくに重要です。このことは進歩主義者たちが強く主張してきたことです。なぜなら、ユネスコは、戦争の深部にある根本原因についての明確な認識がかたちになったものであり、その原因を除去しようとして取り組んできたからです。すなわち、ユネスコ憲章には、こう記されています。「相互の風習と生活を知らないことは、人類の歴史を通じて世界の諸人民の間に疑惑と不信をおこした共通の原因であり、この疑惑と不信のために、諸人民の不和があまりにもしばしば戦争となった⁽²⁾」と。

国際人権レジーム（人権に関する条約や宣言、諸制度の複合体）において、その焦点は、個人を本人の所属する国家の単なる延長として扱わず、国際法によって守られる主体と見なすこと、そして言論の自由、財産権、良心や宗教の自由などの関連規範を確立することに当てられています。

要するに、戦争というものは、誰もが知っているそ

の残忍さとモラルの劣化にもかかわらず、人間の意識の向上とも結びつけられてきたのです。意識の向上とは、例えば国連の設立であり、集団的自衛の観念であり、国家間の不和に対処するために不本意な最終手段として武力を行使することであり、国際間の平和と安全を大切な価値と認めること、すべての人の社会的・経済的な進歩や発展、人間の疑惑と不信を根絶することを目標にしたユネスコの設立などです。

私は、そうした進歩的立場に反論するつもりはありません。この見解は尊重されるべきであると思いません。その上で、私は、あの戦争とその余波が意味するものは、もつとずっと深いところにあると思うのです。そう申し上げるのは、とくにアジアでの戦争の惨状のためです。なかんずく、この広島という場所と世界全体に対するその衝撃と意味を思うからです。

国連と戦争——もうひとつの見解

第2次世界大戦は、歴史上のどの戦争よりも世界中の多くの人々を巻き込み、多くの犠牲者を出しまし

た。どんな国家間の紛争も、かつて、これほどの野蛮と残忍を生み出したことはありません。しかし、それだけではありません。

それまで科学や宗教、人間同士の交流を通して、人間の意識は拡大されてきたかのように思われていました。そういう変化にもかかわらず、この戦争が「組織的な暴力」への依存、つまり国家間の不和に武力——国家の不可欠の要素としての武力——で対処するとう悪しき習慣をもたらしたのです。そしてまた、国家の安全や国家への忠誠心のためには、人類全体を滅亡させ得る、人間の持ち得る最悪レベルの破壊力に依存するとう傾向をも、もたらしてしまったのです。

人間の「モノ化」の極致

古代ギリシャの『イーリアス』や、古代インドの『バガヴァッド・ギーター』の時代から、東西南北どこの物語においても、戦争には、国家や都市、帝国の安全保障以外の目的がありました——もつとも、結果的に戦争からいかなる安全保障も得られなかったのです

が。語られることのない、あるいはほとんど語られない、その暗黙の目的とは、人間を「物体」レベルの立場や状態にまで矮小化することでした。人は簡単に「モノ化」と表現したりしますが、これは実際に人間を命あるモノに、あるいは命なきモノにまでおとしめて、操り、所有し、処理し、最終的には屍にするとうことだったのです。⁽³⁾

その手段はたいがい粗野で粗暴で、野蛮なものでした。しかし、そのやり方が「洗練されてしまう」こともあり得るのです。ヒロシマ——私がヒロシマという場合は、同時にナガサキも指します——は、人間が「モノ化」されてきた、長く残酷な道のりの最終の姿を表象しています。ヒロシマでは、「人間や動物の力を使う代りに、能力の点でも規模の点でも動物の体力とは比べものにならないほど大きい無生物の力を利用」⁽⁴⁾されてしまったのです。

国家エゴの悪習を引き継ぐ

国連とその専門機関、それらに結びついている価値

観——そのいくつかはヒロシマを理解する上で重要で
す——は、実のところ、国家の安全保障、国家主権、

国家への忠誠心（あるいはエゴイズム、国家がはつきりと
体現している集団的エゴ）といった悪習を、世界から取
り除きはしませんでした。実際、国連憲章は、こうし
た価値観に基づいているのです。国連憲章第51条に
は、「この憲章のいかなる規定も……（加盟国の）個別
又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない」と
とあり、第2条7項には「この憲章のいかなる規定
も、本質上いずれかの国の国内権内にある事項に干渉
する権限を国際連合に与えるものではない」と記され
ています。例えば、軍の規模や武器の威力について国
家が決定する権利には干渉できないというのです。ユ
ネスコにさえ、その見事な活動にもかかわらず、同様
の価値観が踏襲されています。

こうした価値観の一例として、現代の、最も見識が
高い政治家の一人と喧伝されたトニー・ブレア元英
国首相は、「テロとの戦いの本当の意味は何か」とい
う寄稿の中で、人類を「われわれ」と「彼ら」に分け、

「われわれの」とか「彼らの」といった言葉で、人々
を分断しています⁽⁵⁾。

国家間の不和の解決に武力と兵器、暴力を行使し、
人間を「モノ化」してきた背景には、人間が、他の人
間集団に対するもろさ⁶を有してきた歴史がありま
す。その脆弱さを「癒し」たり「緩和する」ために、
国家は自国の武力行使能力を増大させると同時に、他
国の能力を弱めるという政策を追求してきました。

つまり社会は、自らの力が弱まるのを避けるため
に、絶対的な力の強化に努めてきたのです。これこそ
が歴史の中で最も重視されてきたことであり、その合
言葉は「誰がより強大な力を持っているか？」（つま
り「武力には、より強い武力を」）でした。これが国家間
の軍備競争の歴史だったわけですが、これは冷戦の中
心的要素でもありました。例えば米ソ間の「相互確証
破壊⁶」という戦略も、まさに「武力には、より強い武
力を」の競争だったのです。

「力」を欲しながら、それが不足している制度や文
化においては、人々は政治や他の集団活動を——とき

には個人の人間関係さえも——協力的・相関的なものではなく、(二方が勝者となれば他方が敗者となる)「ゼロサム・ゲーム」と見なすようになります。池田博士はロートブラット博士との対談『地球平和への探求』の中で、20世紀後半の「ゼロサム・ゲーム」の心理に言及されています。⁽⁷⁾

「より強い武力を！」は

「人権」と両立できない

先ほども触れましたが、人権レジームを尊重すれば、言論の自由、私的財産権、良心と宗教の自由、健康と教育の権利も保障されることとなります。しかし、人権レジームの最も重要な要素は、それが含んでいる一連の権利そのものではなく、他にあるのです。それは「万人の生まれながらの尊厳」という思想です。それこそが、こうした様々な権利の源なのです。もうひとつの大切な要素は、世界人権宣言の第2条が示す、差別という不道徳の克服です。第2条には「すべて人は、人種、皮膚の色、性別、言語、宗教、政治

上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることはなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由を享有することができる⁽⁸⁾」と記されています。

「万人が生来の尊厳性をもち」「世界人権宣言の謳う権利を誰もが享有できる」——この両者を兼ね合わせで考えると、そこには何が意味されているでしょうか。それは、人権レジームは、根本的には、「武力には、より強い武力を」というゼロサム・ゲームを否定している」と理解されねばならないということです。つまり人権レジームは、すべての人類のための「単一の道徳的共同体」を創造したのであり、そこでは諸国家が、国連と協力して、人権を例外なく尊重し順守する⁽⁹⁾ことを誓っているのです。

いかなる「過去」を想起し生かすか⁽⁹⁾

しかし、今述べたことだけでは、第2次大戦とその余波がもつ重大な意味を完全なものにしたわけではあ

りません。第一、万人に適用される人権規範のテキストができたことにふれただけでは、現実とのかかわりについて十分に語ったことにはなりません。

「最も残酷な世紀」の教訓

ジョン・サン・グラバーが著書『人間性——20世紀のモラルの歴史』⁽¹⁰⁾において、見事な叙述で「20世紀は、その後半も含めて、人類史で最も残酷な世紀であった」と示しているように、現実是人権についてのテキストとは大きく異なっています。すなわち、私たちが「万人の生来の尊厳性」を受け入れられない限り、「単一の道徳的共同体」は実現されないからです。私たちは、すべての人がもつ尊厳性を認めることができず、人間を「モノ化」し、最後は死体にしてしまう戦争の準備に、せっせといそいでいるのです。これはまさに人間の尊厳と対極にある行動です。この「人間の尊厳」こそが、基本的に、池田博士の一連の対話の焦点であり続けてきました。そして、これこそがわれわれをヒロシマへと向かわせるのです。

繰り返しますが、原爆の投下とは、「人間のモノ化」の極致であり、「武力には、より強い武力を」の思想が行き着いたところです。そのことは、原爆投下の前後の広島の写真を比べるだけでわかることです。

「人類の死にいたる論理」と対抗する

「憲法9条」

ジョセフ・ロートブラット博士は、原爆を製造したマンハッタン計画に参加したものの、(ナチス・ドイツによる原爆開発の可能性が消えた後) 同計画の継続に反対して(原爆完成の前に) 離脱した物理学者です。博士は、池田博士との対談で、原爆の開発が成功したとしても(それを使用せずに) 『アメリカはこんなすごい武器を持っている』と日本に伝えれば戦争は終結するのではないか⁽¹¹⁾という希望があったと語っています。もちろん、実際にアメリカと日本がそのような話し合いをした事実はありません。

しかし、ここに潜んでいる思考が、なぜ原爆が使用されたのかについて、部分的ですが説明してくれま

す。つまり、「原爆による破壊のひどさを直接経験すれば、日本は完全に破壊されることを回避する道を探るだろう」という考えです。このことを、長崎への投下の後、終戦を告げる玉音放送で、裕仁天皇は次のように述べました。長崎の惨状についてはラジオ東京（日本の海外向け放送）が「人間も動物も、生きとし生けるものすべてが、文字通り、焼き尽くされた」と伝えていました。

天皇は「敵ハ新ニ殘虐ナル爆彈ヲ使用シテ類ニ無辜ヲ殺傷シ慘害ノ及フ所眞ニ測ルヘカラサルニ至ル而モ尚交戦ヲ繼續セムカ終ニ我カ民族ノ滅亡ヲ招來スルノミナラス延テ人類ノ文明ヲモ破却スヘシ（敵は新たに残酷な爆彈を使用して、何の罪もなき民衆までも、しきりに殺傷しており、惨澹たる被害がどこまで及ぶのか全く予測できない事態に至った。それなのに、なおも戦争を継続するならば、ついには我が民族の滅亡を招くだけでなく、ひいては人類の文明をも破壊することであろう）」と語りました。

ロバート・オツペンハイマーは、核実験が行われた

とき（1945年7月16日）、『バガヴァッド・ギーター』の一節「私は死にいたる、世界の破壊者¹²」が頭に浮かんだと言ったそうです。まさに、われわれ人類は「死にいたる」ことになったのです。そして、これが国連の安全保障理事会を形成した論理であり、この弱点ゆえに、拒否権も制定され、この弱点ゆえに冷戦も始まり、拡大したのです。

しかしながら、原爆によって灰になった広島は、不死鳥のごとく復興しました。池田博士が言われたように、あたかも、その苦しみの体験から力を汲み上げたかのように。そして、広島その姿は、ユネスコ憲章が目指した道徳的・知的な世界的連帯を現実のものとする力をもっているのです。

日本国憲法の第9条は、日本国民の戦争体験のすべてがもとになっています。しかし、なかんずく、これは原爆に真つ向から対抗する規定なのです。

「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段として

は、永久にこれを放棄する。二 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」

この条文にある通り、国際平和のために、日本は、これまで「国家の条件」と見なされてきた「戦争する権利」を放棄することを誓いました。これは、「正義」と社会的・道徳的秩序のために、人間の「モノ化」に参加する権利を否定したことを意味します。また、国家は自身の弱さやもろさから、他に倍する努力で兵器の開発に携わる権利をもつという思想を否定したのです。

現代の兵器は、命あるものを気化して消滅させ、鉄骨をも身をよじる亡霊のような姿に変えてしまっています。それは、「人間の身体や住居の無力さ、ちっぽけさ」とい(13)うものを、まざまざと、そして轟くような強い説得力で示します。このような事態は以前には知られることも、考えつかれることさえありませんでした。

「防衛」の美名のもと戦争は続いた

日本は「交戦権」さえ否定しました。交戦権は、近代国民国家の出現以来、否定されたことのない権利です。これは、1928年、国家の政策の手段としての戦争を放棄するよう締約国に求めたケロッグ・ブリアン条約(14)(パリ不戦条約)でもなければ、インドのアシヨカ大王個人の戦争放棄の誓いでもありません。これは日本社会としての憲法上の誓約であり、近代国家の定義そのものを否定するものなのです。

批准されたケロッグ・ブリアン条約をよく読むと、言葉から受ける印象ほどは、実際には重要なことを意味していないのがわかります。例えば、この条約には「締約国は、国際紛争解決のため、戦争に訴えないとし、国家の政策の手段としての戦争を放棄する」「一切の紛争又は紛議は、その性質又は起因がどのようなものであっても、平和的手段以外にその処理又は解決を求めない」と記されています(15)。しかし、条約締結までの交渉の間に多くの留保がつけられ、結局のどこ

ろ、この「一切の紛争」という言葉が指すものは、「攻撃」としての紛争だけであって、「防衛」としての紛争は含まれないことになったのです。

例えば、アメリカの場合、ケロッグ＝ブリアン条約が、モンロー主義の強化を含む防衛の権利を損なうものではないと明確にしています。これは、国連憲章第2条4項に、加盟国は「武力による威嚇又は武力の行使を……慎まなければならない」とあるにもかかわらず、第51条に防衛の権利を謳っているのと同じなのです。つまるところ、ケロッグ＝ブリアン条約の「一切の紛争」云々という言葉に、かりに「防衛」戦争まで含まれていたとしても、条約の当事国は、それによって拘束されるつもりがなかったことは明らかです。

また、「戦争省」という名称を「国防省」へと変更した際も、何をもって「防衛戦争」というのか、言葉の意味はあいまいでした。ほとんどの国は——例外はあったとしても——「防衛戦争以外、どんな戦争も認めるつもりはなかった」（しかし、現実には防衛の名において侵略が行われた）のです。

私たちが求める未来

ここに、日本の行動が極めて重要である理由があります。そして、日本が重要である理由は他にもあります。日本の皆さまは、日本国憲法を通して模範を示すと言われました。つまり、人類が「新たな道徳秩序」へと進む旅路において模範になるという約束です。この道徳秩序は、現在広がっている「武力や戦争による秩序」や「殺人の容認」と同じように、やがては世界に広がっていくことでしょう。もちろん、模範を示すということは「私たちは、自分自身が『この道徳秩序の一部になろう』と努力すると同時に、他者にも『私たちの意思を共有して、ともに努力してほしい』と促していきます」と宣言することも含まれます。

ちなみに、これは池田博士が担われている大いなる重責そのものだと思います。博士は、対話を通して、平和のための共通の行動と連帯を広げつつ、自身と同様の模範を示すよう人々を啓発しておられるのですから。¹⁶

「戦争の文化」のまやかし

この意味で、ヒロシマ後の日本の行動と、西洋の伝統でニーチェの世界観と呼ばれるようなものを混同してはなりません。ニーチェの見解では、道徳は呪いであり呪縛にすぎないのであり、弱者が強者の力を封じ込めようとして宗教的ドグマを使ったのだというのです。⁽¹⁷⁾日本の行動はまた、プラトンの『国家』におけるトラシユマコスの見解や、⁽¹⁸⁾同様の主張をする古典的マルクス主義の支配的見解、すなわち「道徳とは、強者の利益にかなうものを善、強者の利益に反するものを悪と呼んでいるにすぎない」とも混同されるべきではありません。

日本が模範を示すということは、「国家の安全保障」その他、われわれが陥りがちなまやかしの数々を否定するよう——すべてのまやかしを否定することは無理だとしても——われわれ人類を導くことであり、「戦争の文化」の継承によってゆがめられた人類の自画像を見つめ直させることにほかなりません。そして、「人

類の苦悩のほとんどは戦争によってもたらされたものである」こと、われわれは「それぞれの社会が決めた『狭い枠』に閉じ込められた犠牲者である」という事実を理解するよう人類を導くことです。

したがって、再び「戦争の文化」に戻ってはなりません。人類を長く支配してきた「戦争の文化」に抗して、私たちは新たな世界観のために努力を続けねばならないのです。古い文化への回帰は、この新たな世界観に逆行する不当きわまりない行為なのです。

人間としての当然の真情を肯定した「9条」

ヒロシマと憲法9条の重大な意義は、これだけではありません。それらは、単に（国家の安全保障といった）自己欺瞞を《否定》するだけにとどまりません。それはひとつの《肯定》でもあります。われわれの存在の法則そのもの、表現されることを求めている大切なものを肯定することです。例えば、全人類は平和を希求しています。池田博士の言葉を借りれば、「平和な生活を送りたい」、⁽¹⁹⁾大切なものを守りたい、⁽²⁰⁾子ども

もたちに苦しい思いをさせたくない」といった、人間として当たり前の感情⁽²⁰⁾があります。これを力強く肯定することなのです。

しかし、このような真理は、長い間、ほとんど覆い隠されてきました。それは、人類が何十年あるいは何世紀もの間、まやかしの時代を生きて、その中で行動し自己形成してきたからです。

さらに、もうひとつの理由があります。それは「人類は平和を求めている」という真理を現実のものにするための旅路は、ただ一度の行動——たとえどんなに深遠な行動であろうと——とか、ひとつの行事とか運動だけで完成されるものではないからです。その旅路に必要なのは、人類の道徳的成長であり、世界の道徳的覚醒なのです。

そのために「行動」が必要です。発端となる声、象徴的な声にとどまらず、たくさんの「声」が必要です。これらのことをよく理解している人たちのために、ヒロシマや憲法9条に基づく雄弁な声の行動が不可欠なのです。

池田博士は、平和のための世界的連帯を築くために「行動しよう」「声をあげよう」と、先頭に立って人々に訴えてこられました。称賛すべき多くの行動があります。つい最近も、2013年の平和提言で、「人間の安全保障」と「人権の文化」に焦点を当てておられました⁽²¹⁾。

ヒロシマと憲法9条は、世界人権宣言(1948年)に先んじるものであり、宣言を裏づけ、その意義を証言するものです。宣言が基盤としているのは「全世界は、ひとつの人類家族が生活する単一の道徳的共同体であり、ひとつの国際都市である」という思想です。

さらに、この思想が基盤としているのは「万人が生来もつ尊厳性」という概念です。世界人権宣言は「社会の各個人及び各機関に共通の基準」を人々に認識させることを目指しています。そして、この宣言を「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として受けとめるよう呼びかけています。同時に、「社会の各個人及び各機関」に対して、「これらの権利を指導及び教育によって促進することに努力する」こと

を促しているのです。

近代国民国家がそこから生まれると同時に、国民国家そのものが長らえさせてきた文化（戦争の文化）——その本質は「単一の道徳的共同体」の存在を否定するものなのです。多くの「大宗教」が、その逆のことを示してきたにもかかわらず。その文化は「国民国家は、それぞれ別の道徳的共同体を構成している。そして、ある共同体は他の共同体よりも優れている」と主張することで、特定の社会や人々を孤立させたり、モノ化して扱ったりすることを可能にしたのです。

国境なき「ひとつの道徳的共同体」を 体現する「9条」

さらに、「道徳的懐疑主義」とでも呼べるものが近代国民国家の行動を支配してきました。それは「そもそも単一の道徳的共同体など可能なか？」という疑問です。世界人権宣言は、その可能性に「イエス」と言っています。それだけではありません。先に述べた「万人の尊厳性」という価値によって、その共同体は

「すでに存在している」と主張しているのです。私たちがしなければならぬことは、それを明確に認識するよう努力し、あらゆる機会にそれを広めていくことなのです。

ですから、国家間・社会間の不和を解決するために戦争に訴えることは、この「万人の尊厳性」への攻撃であり、つまりは、それを拒否する行為なのです。池田博士は、2013年の平和提言の中で、同じ結論を、核兵器についてふれた箇所でも、まことに適切に述べておられます。「核兵器の存在自体が『生命の尊厳』に対する究極の否定」であると。だからこそ、国際人権章典を構成するなどの文書にも、戦争についての言及がないのです。

ヒロシマと憲法9条は、「人間尊厳の精神」「単一の道徳的共同体」、そして「ひとつの人類家族」というものを体現しています。しかも、それにとどまりません。

先ほど、「交戦権の放棄は、これまでの国民国家を放棄することに等しい」と申し上げました。ひとつの

国家という領域的・文化的・政治的に局限された存在は、えてして、国民を不戦状態から交戦状態に追いやってしまうものです。

そして、戦争というものは予測不可能な動きをしますから、その結果たるや、詩人オーデンの言葉を借りるならば、人間世界を「何の特徴もない、あらわで褐色の平原だ、／一枚の草の葉もなく、一人の隣人もいそうにない」(詩「アキレスの盾」²²)ものに変えてしまいかねないのです。国民国家というものは人類を自滅に直面させる危険な存在であり、受け入れがたいものです。言い換えれば、「単一の道徳的共同体」「ひとつの人類家族」という考えを受け入れるならば、「交戦権をもつ国民国家」の制度を同時に認めるといようなことはできないのです。

世界人権宣言第28条や、1949年の米国議会の両院一致決議は、同様の認識を示しています。また、ヨーロッパでも、この認識がやがて明文化されることでしょう。例えば、世界人権宣言第28条には、「すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現さ

れる社会的及び国際的秩序に対する権利を有する」とあります。この「権利及び自由」には「個人の尊厳、生命・自由及び身体の安全に対する権利、教育を受ける権利、労働における基本的権利、法の下での平等、拷問や屈辱的な取扱い、恣意的な逮捕をされない権利、思想・良心及び宗教の自由」などが含まれます。

米議会もかつて「世界連邦」「世界法」を希求

しかしながら、この宣言の起草者たちは、宣言に掲げられたこうした権利は、既存の国際秩序をそのままにしておいては決して実現できないことを理解していました。日本の憲法9条が主張していることも、これなのです。そして米国議会も、短かつたけれども重要であったある時期には、これを認識するようになっていました。1949年、米国議会両院で可決した64号決議には次のように記されています。

「米議会は以下をアメリカ合衆国の基本的方針と認める。国際連合を支持し強化すること、すべての国が加盟できる世界連邦の実現へと国連が発展していくよ

う希求すること、平和を維持するために限定された武力を持ち、世界法の制定と理解と施行を通して、武力侵略を防いでいくこと」

このような決議内容に疑問を抱く人もいるかもしれませんが、しかし、この決議を現実化していくならば、現在のような国民国家に変化をもたらすでしょう。そしてこれが、憲法9条が私たちに呼びかけていることです。また、ヨーロッパが実行ないし試行していることなのです。すなわち、EUでは共通安全保障防衛政策をとることによって、「国境の安全保障」よりも「人間の安全保障」に寄与するとともに、グローバル・ガバナンスの模範となるヨーロッパ地域連合の発展を確かなものにしていくとしています。

「暴力の帝国」に従わない生き方

憲法9条とヒロシマが私たち呼びかけているもの、それは、現代の最大の不徳の闇を取り払うことです。すなわち、私たちが長年それに加わるように求められ続けてきた悪——戦争という不正を正す対策をと

るよう求めているのです。

ここで私は、池田博士が小説『新・人間革命』の執筆を、1993年のまさに「8月6日」に開始されたことに注意を促したいと思います。博士がこの小説で表明しておられるのは「人間の可能性への信念」です。人間は、不安や痛みや苦しみにも負けることなく、「ひとつの人類家族」を実現するために、「人類意識」を、「(自分は国民である前に人間なのだという)人類としてのアイデンティティ」を、「人類に対する忠誠心」を育てていけるのだという信念です。そして「戦争という名の旧き悪習」を根絶する能力を人間はもっているのだという信念です。

また、この小説では、人々が「人間の尊厳を互いに尊重する」ことによって「新しい人間主義(ニュー・ヒューマニズム)」が生まれる可能性が語られています。これは2013年の平和提言の中でも提唱されたことです。

また、自身の仏性を自覚することによって「暴力の帝国」に従わないすべを学んだ人々とともに、そうい

う一人になっていくよう、この小説は私たちに呼びかけているのです。そうすることによって、私たちは何ものにも縛られることなく、互いに思いやり、愛し合い、どこまでも正義を追求することができるのです。

「このみが生命であり、勝利なのだ」

憲法9条とヒロシマは、私たちに、歴史の軌道を破壊から創造へ、絶望から希望へ、奪い合いから分かち合いへ、分断から団結へ、不和から連帯へ、支配から自由の追求へと転換することを求めています。これこそ第2次世界大戦から学ぶ教訓として最もふさわしい精神です。

イギリスの詩人シェリーは詩「鎖を解かれたプロメテウス」の終わりに、私たちがこれまで論じてきたこと、そして池田博士が繰り返し語ってこられたことに触れています。人間は苦しみを通してこそ、最も大いなる価値を生むことができるという教訓についてです。

終わることなしと「希望」が思う悲哀を忍ぶ、——
死や夜よりも暗い悪を救す、——
全能に見える「力」を恐れない、——
愛し、そして耐える、—— 「希望」が
自らの残骸から、静思するものを創り出すまで

望む、——

決して変わらず、たじろがず、悔やまない——

これこそが、あなたの栄光のように、タイタンよ、善であり、偉大であり、喜ばしく、美しく、

自由であるということだ、——

このみが「生命」であり、「喜び」であり、
「支配」であり、「勝利」なのだ。⁽²³⁾

ヒロシマと憲法9条が、私たち人類を、今いる道德の崩壊の中から連れ出して「ひとつの人類家族」「ひとつの道德的共同体」の勝利へと導いてくれますように。それこそ、ヒロシマが、これまでずっと希望し続け、築き続けてきたものではありませんか。

私は、この人類家族、人類共同体の一員として、本

日の講演を池田博士に捧げます。平和への博士の業績にふさわしい大いなる敬意を込めて――。

注

- (1) 国連憲章の翻訳は、以後の引用もすべて国際連合広報センターのWEBサイトから。 http://www.unice.or.jp/info/un charter/text_japanese/ 憲章の引用の一部に傍点がある場合には、すべて講演者自身が強調のために施した傍点である。
- (2) ユネスコ憲章の前文から。冒頭の「戦争は人の心の中で生れるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」に続く文章。翻訳文は文部科学省のWEBサイト内「ユネスコ国内委員会」による。 <http://www.unesco.jp/unesco/009/001.htm>
- (3) (原注) これはシモーヌ・ヴェイユの論考の要約である。 Simone Weil, *The Simone Weil Reader* edited by George Panichas (London: Moyer Bell, 1977) pp. 153-183
- (4) A・J・トインビー『現代が受けている挑戦』(吉田健一訳、新潮選書、1969年) 241頁(第12章「機械化、組織化、倦怠」)
- (5) (原注) Tony Blair, "A Battle for Global Values" in *Foreign Affairs* vol. 86 #1 January/February (2007) pp. 79-90
- (6) 相互確証破壊 (Mutual Assured Destruction / MAD) は冷戦期、米のマクナマラ米国防長官によって提唱された理論。一方が先制核攻撃をしても、相手国が、攻撃された後にも残った核戦力で報復攻撃するから、双方が確実に破壊される。このことを双方の首脳が知れば、核攻撃を抑止できるとする。この理論は、敵の核攻撃にも耐えて十分残るだけの量にまで核兵器を増強することが抑止力になる、という主張を生み、「際限なき核軍拡」に道を開いた。
- (7) ジョセフ・ロートブラット／池田大作『地球平和への探求』(潮出版社、2006年)、69頁
- (8) 世界人権宣言の翻訳は、以後の引用もすべて国際連合広報センターのWEBサイトから。 http://www.unice.or.jp/activities/humanrights/document/bill_of_rights/universal_declaration/
- (9) (原注) この節の見出しは「過去と未来をつなぐ」とを意図している。
- (10) Jonathan Glover, *Humanity: A Moral History of the Twentieth Century* (New Haven: Yale University Press, 1999)
- (11) 前掲『地球平和への探求』57頁
- (12) 吉田文彦著『証言・核抑止の世紀』(朝日選書、2000年)。ヴィシユヌ神の化身クリシュナが、戦争に消極的なアルジュナ王子を説得する際に語った言葉。オッペンハイマー(1904～67年)は、自分がクリシュナの言葉どおりのことをしてしまったと戦慄し、苦しんだ。マンハッタン計画の主導者として「原爆の

父」と呼ばれたが、その使用に反対。戦後も、核開発競争への反対運動を続けて圧迫された。

- (13) (原注) John Pina Craven, *The Cold War Battle Beneath the Sea* (New York: Simon and Schuster, 2001) p. 13

- (14) パリ不戦条約(協定)は、フランスとアメリカの協議から開始され、多国間協議へと拡大した。そこで、アメリカのケロック国務長官とフランスのブリアン外務大臣の名前をとって、ケロック・ブリアン条約とも呼ばれた。

- (15) 条約の発効を告示する「昭和4年外務省告示第64号」の原文は以下の通り。第一條「締約國ハ國際紛争解決ノ爲戦争ニ訴フルコトヲ非トシ且其ノ相互關係ニ於テ國家ノ政策ノ手段トシテノ戦争ヲ抛棄スルコトヲ其ノ各自ノ人民ノ名ニ於テ嚴肅ニ宣言ス」、第二條「締約國ハ相互間ニ起コルコトアルベキ一切ノ紛争又ハ紛議ハ其ノ性質又ハ起因ノ如何ヲ問ハズ平和的手段ニ依ルノ外之ガ處理又ハ解決ヲ求メザルコトヲ約ス」。

- (16) (原注) 池田大作「核兵器廃絶へ 民衆の大連帯を」(2009年の平和提言)、同「持続可能な地球社会への大道」(2012年の平和提言)を参照。

- (17) (原注) ニーチェの『善悪の彼岸』『力への意志』『アンチクリスト』を参照。

- (18) プラトンの『国家』第1巻後半で、ソフィストのトラシマコスが正義と幸福についてソクラテスと問答する。トラシマコスは「正義は強者の利益にはかなら

ない」等と主張する。

- (19) (原注) John Lewis, *Across The Bridge* (New York: Hyperion Books, 2012) p. 125

- (20) (原注) 前掲「核兵器廃絶へ 民衆の大連帯を」

- (21) (原注) 「2030年へ 平和と共生の大潮流」(2013年の平和提言)を参照。

- (22) 『オーデン詩集』(沢崎順之助訳、思潮社、海外詩文庫4) 19頁。ウィスタン・ヒュー・オーデン(1907〜73年)はイギリス詩壇で活躍した後、アメリカに移住した詩人。詩「アキレスの盾」は1952年の作。

- (23) 『鎖を解かれたプロメテウス』(石川重俊訳、岩波文庫、2003年) 259頁

(Winston E. Langley / 米マサチューセッツ大学
ボストン校学事長)